

【 法務委員会 】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議・継続1件及び本院継続1件）、本委員会提出1件、本院議員提出3件（いずれも本院継続）、衆議院議員提出2件の合計18件であり、内閣提出11件、衆議院議員提出2件を可決し、本委員会提出1件を決定し、本院先議の内閣提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願22種類271件のうち、2種類84件を採択した。

〔法律案の審査〕

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって、不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を2年間延長しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院議員塩崎恭久君より趣旨説明を聴取した後、期間再延長の理由、本制度の利用状況と評価、本制度の債務者へ及ぼす影響等について質疑が行われ、質疑終局後、討論において日本共産党から、取引の継続を願う中小企業などの債務者を、金融機関の一方的判断でRCCなどの特定債権回収機関に売却でき、中小企業の整理・淘汰を一層促進する等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るために、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を30人、判事補の員数を15人、裁判官以外の裁判所職員の員数を9人、それぞれ増加しようとするものである。また、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものである。

なお、両法律案は、衆議院において、施行期日に関する修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して審査を行い、司法制度改革に伴う裁判官増員の必要性、裁判員制度における速記制度の在り方、いわゆる判検交流の現状、裁判所に関する立法の在り方等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案は、法科大学院における教育が実務に必要な法律に関する理論的、実践的な能力を涵養すべきものであることにかんがみ、その教育の実効性の確保及び法曹養成の基本理念に則した教育の充実を図るために、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を教授、助教授その他の教員として法科大学院へ派遣することに關し、大学院設置者からの派遣要請、給与の支給等について所要の事項を定めようとするものである。

委員会においては、法科大学院に対する公的財政支援及び奨学金の拡充の必要性、法科大学院の全国適正配置と実務家教員の確保等について質疑を行い、また、3人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、実務家教員の安定的な供給を確保することを目的とす

る本法律案の意義についてはいずれも評価する旨の見解が示されたが、法科大学院の要請を尊重した人選が行われるべきこと、フルタイム教員の場合には、教員在職中、判検事、一般公務員の身分を失い、完全に法科大学院に雇用されるべきである等の指摘もあった。

質疑終局後、全会一致をもって可決した。

なお、法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、教育者としてすぐれた資質及び能力を備えた者が要請に応じて派遣されるよう必要な人員の確保に努めるとともに、派遣される裁判官又は検察官等の自主性を尊重しつつ教育方法等についての研修の実施に配慮すること等を内容とする5項目の附帯決議を行った。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様行為の再発防止を図り、もってその者の社会復帰を促進しようとするものであり、第154回国会に提出され継続審査となった後、第155回国会においても、委員会審査を行うに至らず、継続審査とされていたものである。なお、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び対象者の明確化、「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準向上の責務の明記、施行後5年経過した場合の見直し規定の付加等の修正が行われた。

また、本法律案は、従来から指摘されてきた検察段階での簡易鑑定の在り方、措置入院制度の運用上の問題点、精神医学的治療・援助体制の不備などの問題点への対応がないとして、民主党・新緑風会から、鑑定人の候補者の選定事務等を行う「司法精神鑑定支援センター」、措置入院、措置解除等に係る判定を行う「判定委員会」の新設等を内容とする精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案が第155回国会に提出された。

今国会の委員会においては、民主党案を加えた4法律案を一括して審査し、本法律案の立法に至る経緯、入院決定等の要件における政府案と修正案との相違点、指定医療機関における医療の内容と体制の充実策、精神保健福祉法による措置入院制度との関係、起訴前鑑定の問題点等について質疑が行われた。また、6人の参考人から意見を聴取し、参考人からは、本制度により刑事司法と精神医療の協働体制が図られることが期待できるという意見の一方で、再犯予測の困難性や起訴前鑑定の不十分さなどを理由に批判的な意見も述べられたほか、厚生労働委員会との連合審査会も2回開催された。

質疑を終局することに決定した後、公明党理事から、本法律案の法律番号を改める等の修正案が提出され、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決した。

性同一性障害者とは、生物学的には性別が明らかだが、心理的には他の性であるとの持続的確信を有する者をいい、患者数は推定で2,200～7,000人といわれている。現状では、就職や医療といった生活上の不便や家庭裁判所の審判による戸籍の性別訂正がほとんど認められないことから、立法による解決を求める声が高まっていた。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案は、以上のような性同一性障害者が置かれている状況等にかんがみ、性同一性障害者に関する法令上の性別取扱いの特例について定めようとするものであり、委員会においては、提案者南野知恵子君より本法律案の草案の趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法案とすることに決定した。

裁判の迅速化に関する法律案は、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下で迅速に行われる事が不可欠であること等にかんがみ、裁判所における手続の一層の迅速化を図るため、裁判の迅速化に關し、その趣旨、國の責務、裁判所及び当事者等の責務、最高裁判所による検証その他の基本となる事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、目的規定等について所要の修正が行われた。次に、**民事訴訟法等の一部を改正する法律案**は、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、計画審理の推進、訴えの提起前における証拠収集手続の拡充、専門委員制度の創設、特許権等に関する訴えの専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講じようとするものである。**人事訴訟法案**は、人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審管轄の家庭裁判所への移管、離婚訴訟における親権者の指定等についての家庭裁判所調査官の専門的調査の活用、審理等への參與員の関与等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して審査し、裁判の迅速化と当事者の正当な権利の保障との関係、最高裁判所による検証が裁判の独立に与える影響、専門委員の公平性・中立性の確保、特許権等に関する訴えの専属管轄と知的財産権訴訟への体制強化、家庭裁判所の充実強化のための具体策等について質疑が行われ、また、3人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、3法律案はいずれも国民の期待にこたえる司法の実現という司法制度改革の理念に沿い、裁判の充実・促進の課題にこたえるものであるとの見解が示される一方、最高裁判所による検証については、客觀性の担保のため法曹三者と外部有識者の関与が必要であるとの意見、平均審理期間が年々短縮されている現状において、裁判の迅速化に関する法律案を必要とする立法事実はないとの指摘もあった。

質疑終局後、討論において日本共産党から、裁判長期化の克服のための具体的な方策を取ることなく審理期間の具体的数字目標を設定することになれば、裁判の公正、公平、適正を犠牲にしかねない等反対の意見が述べられた後、裁判の迅速化に関する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案はいずれも多数をもって、人事訴訟法案は全会一致をもって可決した。なお、裁判の迅速化に関する法律案に対しては、2年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう十分留意すること等を内容とする4項目の、また、民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法案に対しては、審理の計画については、当事者双方が納得した上で実施されるよう努めるとともに、適正な審理の計画を定めることにより迅速かつ充実した裁判が行われるようその趣旨並びに要件及び手続について周知徹底を図ること、人事訴訟における当事者等の尋問の公開停止については、憲法の裁判公開原則の例外であることにかんがみ、適正な運用が図られるよう留意すること等を内容とする合わせて7項目の附帯決議を行った。

刑法の一部を改正する法律案は、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命・身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯の処罰規定を整備しようとするものである。

委員会においては、改正案の提出に至る経緯及びその効果、双方可罰主義、軽い法の原則等との関係、捜査共助等との総合的対応、通訳制度の充実策等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権がある場合に、取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものである。

委員会においては、改正案の立法目的及び改正の効果、相場操縦、インサイダー取引等の防止策、情報開示の充実の必要性等について質疑を行った。

質疑終局後、討論において日本共産党から、自己株式取得方法の緩和が資本充実・維持の原則を一層形骸化するなど商法の原則を崩し、相場操縦、インサイダー取引のおそれを増大させるものであること等、社民から、ディスクロージャーが基本的に働かない取締役会決議による自己株式取得は、インサイダー取引、株価操作の危険性を増大させるものであること等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案は、司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴訟費用に関する制度の整備、民事調停官及び家事調停官制度の創設並びに弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行おうとするものである。

委員会においては、簡易裁判所の人的・物的体制の整備の必要性、弁護士任官制度の一層の促進、弁護士資格の特例付与の妥当性と研修の具体的な内容等について質疑を行い、また3人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、非常勤裁判官制度が弁護士任官につながっていく環境づくりが必要であること、弁護士資格特例の拡充について、国会議員、特任検事について衆議院においていずれも研修が必要という形に修正されたことには賛成であること、簡裁事物管轄拡大の法改正の上限については120万円程度が妥当との意見が述べられた。

質疑終局後、討論において日本共産党から、弁護士資格特例の拡充は、司法修習を形骸化し、法科大学院におけるプロセス重視の教育の理念に反する等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

なお、不動産に関する訴えを提起しようとする者が、簡易裁判所の事物管轄の上限引上げに伴い、訴訟の目的の価額の上限を超えない請求をする場合でも、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能を十分に踏まえ、第一審裁判所として地方裁判所も選べる旨周知すること等を内容とする8項目の附帯決議を行った。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権実行手続その他執行手続の実効性を向上させるため、短期賃貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、短期賃貸借制度の廃止の是非と善良な借り手の保護対策の必要性、労働債権の一層の保護の要否、養育費の履行確保の方策等について質疑を行い、また、3人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、本法律案の改正内容にはおおむね賛成であること、短期賃貸借制度の廃止には反対であること、内覧制度及び財産開示手続の創設には賛成であるが、プライバシーに対する配慮等が必要であること、労働債権の保護に関する改正には賛成であるが、更なる保護が望まれること等の意見が述べられた。

質疑終局後、討論において日本共産党から、善良な賃借人の住生活の安定を害する等反

対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

なお、短期賃貸借制度が廃止されることに伴い、賃借人保護制度として建物賃借人に対する明渡猶予制度及び抵当権者の同意による賃貸借に対抗力を与える制度が導入されたことについて、混乱が生じないようその内容を関係団体のほか広く国民に周知されるよう努めるとともに、抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、必要な検討を行うこと等を内容とする8項目の附帯決議を行った。

仲裁法案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化が求められている状況等にかんがみ、仲裁をより利用しやすく実効的な制度とする見地から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関する裁判所が行う手続について、国際的な標準に則って定めようとするものである。

委員会においては、私的紛争処理における仲裁制度の位置付け、消費者仲裁及び労働仲裁の特例措置と今後の取扱い、仲裁制度活性化のための取組等について質疑が行われた。

質疑終局後、討論において日本共産党から、本法律案が国内の一般民事紛争すべてを対象としており、かつ将来において生ずる紛争すべてに仲裁合意を有効としているため、社会的に弱い立場の者に不利な仲裁合意がなされるおそれがあること等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。なお、消費者に不利な仲裁合意がなされることがないよう、関係法令を含めて適切な措置を講ずること等を内容とする5項目の附帯決議を行った。

人権擁護法案は、我が国における人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する施策を推進するため、新たに法務省の外局としての人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めようとするものであるが、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

3月20日、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。第155回国会閉会後に行われた委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

3月27日、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

4月17日、矯正行政に関する実情調査のため、府中刑務所の視察を行った。

4月22日、矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

5月13日、矯正施設の処遇に関する件について、参考人明治大学法学部教授菊田幸一君、東京都立松沢病院精神科医長黒田治君から説明を聴取した後、監獄法に基づく日本の行刑思想の問題点、基本的人権の尊重という視点から見た日本の刑務所の問題点、保護房収容時の精神科医の関与の在り方等について質疑を行った。

5月15日、矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

7月1日、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

7月17日、行刑改革会議の論議と処遇改善に関する件、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の運用に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年3月20日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員杉浦正健君から趣旨説明を聴いた。

○平成15年3月25日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本幸三君、同杉浦正健君、同江崎洋一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(衆第5号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成15年3月26日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(裁判所所管及び法務省所管)について増田法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた後、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年3月27日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）
(衆議院送付)
以上両案について森山法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成15年4月1日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）
(衆議院送付)

以上両案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第46号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第47号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成15年4月17日（木）（第6回）

- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月22日（火）（第7回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣、増田法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について森山法務大臣、河村文部科学副大臣、森山財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年4月24日（木）（第8回）

- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について参考人日本弁護士連合会副会長尾崎純理君、早稲田大学法学部教授宮澤節生君及び龍谷大学法学部教授村井敏邦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）について森山法務大臣、河村文部科学副大臣、森山財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第101号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

欠席会派 社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年5月6日（火）（第9回）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君から説明を聴き、
裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上3案について発議者参議院議員朝日俊弘君から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月8日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）
裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上4案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、同漆原良夫君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年5月13日（火）（第11回）

- 矯正施設の処遇に関する件について参考人明治大学法学部教授菊田幸一君及び東京都立松沢病院精神科医長黒田治君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）
裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上4案について参考人弁護士・日本弁護士連合会心神喪失者等『医療』観察法案対策本部事務局次長伊賀興一君、専修大学法学部教授岩井宣子君及び国立精神・神経センター武蔵病院副院长浦田重治郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月15日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上4案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、同漆原良夫君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、4案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年5月20日（火）（第13回）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上4案について参考人社団法人日本精神科看護技術協会会长藤丸成君、ウエノ診療所精神科医高木俊介君及び津軽保健生活協同組合藤代健生病院名誉院長蟻塚亮二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月26日（月）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上4案について発議者参議院議員朝日俊弘君、同江田五月君、坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年5月27日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めるることを決定した。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第8号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第9号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参

第10号)

以上4案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月29日(木)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第154回国会閣法第79号)
裁判所法の一部を改正する法律案(第155回国会参第8号)
検察庁法の一部を改正する法律案(第155回国会参第9号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第155回国会参第10号)

以上4案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、増田法務副大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月2日(月)

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会(第2回)

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第154回国会閣法第79号)
裁判所法の一部を改正する法律案(第155回国会参第8号)
検察庁法の一部を改正する法律案(第155回国会参第9号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第155回国会参第10号)

以上4案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月3日(火)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第154回国会閣法第79号)
裁判所法の一部を改正する法律案(第155回国会参第8号)
検察庁法の一部を改正する法律案(第155回国会参第9号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第155回国会参第10号)

以上4案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、厚生労働委員会との連合審査会を終了することを決定した後、

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第154回国会閣法第79号)を修正議決した。

(第154回国会閣法第79号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民
欠席会派 無

○平成15年6月26日(木)(第17回)

- 本委員会の運営について委員長及び委員から発言があった。

○平成15年7月1日(火)(第18回)

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 裁判の迅速化に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)
人事訴訟法案(閣法第67号)(衆議院送付)
以上3案について森山法務大臣から趣旨説明を、裁判の迅速化に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴いた。

○平成15年7月3日(木)(第19回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 裁判の迅速化に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)
人事訴訟法案(閣法第67号)(衆議院送付)
以上3案について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年7月8日(火)(第20回)

- 裁判の迅速化に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)
人事訴訟法案(閣法第67号)(衆議院送付)
以上3案について参考人駿河台大学学長・前法制審議会会长竹下守夫君、日本弁護士連合会副会長藤井克己君及び弁護士・自由法曹団事務局長中野直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 裁判の迅速化に関する法律案(閣法第98号)(衆議院送付)
民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)
人事訴訟法案(閣法第67号)(衆議院送付)
以上3案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第98号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

(閣法第66号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

(閣法第67号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について、民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）及び人事訴訟法案（閣法第67号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君から説明を聴いた。

○平成15年7月10日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第51号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

欠席会派 無

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年7月15日（火）（第22回）

- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について参考人共同通信社論説委員土屋美明君、日本弁護士連合会副会長軍司育雄君及び日本司法書士会連合会会长中村邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月17日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第99号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連

欠席会派 社民、無

なお、附帯決議を行った。

- 行刑改革会議の論議と処遇改善に関する件、司法制度改革の進捗状況に関する件、重国籍の在り方に関する件、報道と人権に関する件、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の運用に関する件、最近の凶悪事犯の原因に関する件、女性差別撤廃条約の実施状況等に関する件等について森山法務大臣、増田法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴いた後、同塩崎恭久君、同太田誠一君、同金子善次郎君、同石井啓一君及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年7月22日（火）（第24回）

- 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

（衆第21号）	賛成会派	自保、公明、国連
	反対会派	民主、共産、社民
	欠席会派	無

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴き、同君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人早稲田大学法学部教授山野目章夫君、日本弁護士連合会副会長内田武君及びU I ゼンセン同盟政策局長逢見直人君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月24日（木）（第25回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第102号）	賛成会派	自保、民主、公明、社民
	反対会派	共産、国連
	欠席会派	無

なお、附帯決議を行った。

- 仲裁法案（閣法第100号）（衆議院送付）について森山法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第100号）	賛成会派	自保、民主、公明、国連
	反対会派	共産
	欠席会派	社民、無

なお、附帯決議を行った。

- 請願第1844号外83件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査

決定し、第68号外186件を審査した。

○人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事の員数を30人増加し1,450人に、判事補の員数を15人増加し829人に、それぞれ改める。
 - 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を9人増加し、2万1,673人に改める。
- なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第47号)

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、さいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域を変更する。
 - 2 山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町が合併により周南市となることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に変更する。
 - 3 市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の管轄区域等の表示について、所要の整理を行う。
- なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命・身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯の処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国民以外の者の国外犯処罰規定の新設

日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に刑法を適用する。

- (1) 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、これらの未遂並びに強制わいせつ等致死傷
- (2) 殺人及びその未遂
- (3) 傷害及び傷害致死
- (4) 逮捕及び監禁並びに逮捕等致死傷

(5) 未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等並びにこれらの未遂

(6) 強盗、事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死並びにこれらの未遂

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟における計画審理の推進、訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充、専門的な知見を要する事件への対応の強化のための専門委員制度の創設及び特許権等に関する訴え等の管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 計画審理の推進

- (1) 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。
- (2) 裁判所は、事件が複雑である等の事情により、適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならない。
- (3) 審理の計画には、争点及び証拠の整理を行う期間、判決の言渡しの予定時期等の項目を定めなければならない。

2 訴え提起前における証拠収集等の手続の拡充

- (1) 訴えを提起しようとする者が相手方に対して訴えの提起を予告する通知を書面でした場合には、訴えの提起前に、主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について照会をすることができる。
- (2) 予告通知を受けた者が書面で返答をしたときは、予告通知をした者に対し、(1)と同様に照会をすることができる。
- (3) 裁判所は、予告通知をした者又は予告通知を受けた者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人が自ら収集することが困難であると認められるときは、相手方の意見を聴いて、訴えの提起前に、証拠収集に係る文書の送付の嘱託、専門的な知識経験に基づく意見の陳述の嘱託、執行官に対する物の現況についての調査の命令等の処分をすることができる。

3 専門委員制度の創設

- (1) 裁判所は、争点又は証拠の整理等をするに当たり、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聞くために専門委員を手続に関与させることができる。
- (2) 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、こ

れを取り消さなければならない。

- (3) (1)により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について1人以上指定する。

4 特許権等に関する訴え等の専属管轄化

特許権等に関する訴えについて、地方裁判所の管轄に属する事件は東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に、控訴は東京高等裁判所の管轄に、それぞれ専属する。

5 少額訴訟の範囲の拡大

少額訴訟の訴額の上限額を30万円から60万円に引き上げる。

6 電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における和解等

電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における手続が行われる場合、当該期日に出頭しないで手続に關与する当事者も、当該期日において訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 審理の計画については、当事者との協議により、当事者双方が納得した上で実施されるよう努めるとともに、適正な審理の計画を定めることにより迅速かつ充実した裁判が行われるよう、その趣旨並びに要件及び手続について周知徹底を図ること。
- 2 専門委員制度の導入については、専門委員の中立性・公平性の確保及び専門委員が関与する場合の手続の透明性の確保について十分配慮するとともに、その趣旨及び手続について周知徹底し、その適正な運用が図られるよう留意すること。
- 3 民事訴訟法改正後の鑑定人に対する質問については、当事者の鑑定人に対する質問権を制約するものではないことを周知徹底すること。
- 4 特許権等に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう十分配慮するとともに、今後知的財産訴訟への体制強化等の状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと。
- 5 人事訴訟における当事者等の尋問の公開停止については、憲法の裁判公開原則の例外であることにかんがみ、適正な運用が図られるよう留意すること。
- 6 離婚訴訟等における家庭裁判所調査官による調査結果については、透明性の確保及び当事者の権利の保障のため、当事者に開示されることが原則であり、閲覧等を制限することができる場合が限定されていることについて適正な運用が行われるよう、その趣旨を周知徹底すること。
- 7 人事訴訟の家庭裁判所への移管に伴い、その審理の充実に資するため、家庭裁判所の裁判官及び職員の増員など、人的・物的体制の拡充を図るとともに、家庭裁判所に移管する訴訟の範囲については、今後の法の運用の状況を見つつ、必要に応じ検討を行うこと。
右決議する。

人事訴訟法案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができるなどとともに、人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 人事訴訟の家庭裁判所への移管

離婚、認知等の人事訴訟について、第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これに密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができる。

2 家庭裁判所調査官制度の拡充等

- (1) 裁判所は、離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについての裁判をするに当たっては、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。
- (2) 裁判所は、当事者から訴訟記録中事実調査部分について閲覧等の許可の申立てがあったときは、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、閲覧等を行うことにより未成年の子の利益を害するおそれ等があると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

3 参与員制度の拡充

- (1) 家庭裁判所は、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につき意見を聞くことができる。
- (2) 参与員又は参与員であった者が正当な理由なくその職務上知り得た人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 人事訴訟手続の見直し

(1) 当事者尋問等の公開停止

人事訴訟における当事者等又は証人が自己の私生活上の重大な秘密に係る事項について尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、公開の法廷で陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

(2) 和解並びに請求の放棄及び認諾

離婚又は離縁の訴えに係る訴訟においては、和解により離婚又は離縁をすること並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。ただし、離婚の訴えに係る訴訟における請求の認諾について、親権者の指定や養育費、財産分与等の裁判をすることを要しない場合に限る。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

【附帯決議】

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）と同一内容の附帯決議が行われている。

裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること等にかんがみ、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図るため、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務、最高裁判所による検証その他の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 裁判の迅速化

- (1) 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続について2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させること等を目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。
- (2) 裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により行われるものとする。
- (3) 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

2 国の責務等

- (1) 国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 政府は、(1)の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。
- (3) 日本弁護士連合会は、裁判の迅速化に関し、国民の利用を容易にするなど弁護士の体制の整備に努める。
- (4) 裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努める。
- (5) 当事者等は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、誠実に手続上の権利行使しなければならない。

3 最高裁判所による検証

- (1) 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、2年ごとに、国民に公表する。
- (2) (1)の検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、目的、当事者等の責務及び最高裁判所による検証について所要の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 裁判所における手続の迅速化については、その手続において当事者の正当な権利が保障され、また、当事者の納得の得られる適正・充実した審理が行われることが前提であり、2年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう、十分留意すること。
- 2 裁判所における手続の充実と迅速化を一体として実現するため、民事裁判における証拠収集手続の一層の拡充並びに刑事裁判における証人尋問中心の公判手続の実施、検察官手持証拠の事前開示の拡充に努めるとともに、取調べ状況の客観的信用性担保のための可視化等を含めた制度・運用について検討を進めること。
- 3 最高裁判所による検証については、裁判の独立及び関係者のプライバシーを十分尊重するとともに、総合的、客観的かつ多角的な検証を確保するため、法曹三者の協力による裁判手続の実状を踏まえた検証手続や外部有識者の関与した検証を実施するなど、必要な措置を講ずること。また、検証に当たっては、裁判官に対する人事評価等、検証の目的以外に流用されることのないよう、適正な配慮をすること。
- 4 裁判の迅速化に資するため、裁判官、検察官及び関係職員の増員並びに裁判所施設の拡充など、人的・物的体制の整備を図ること。

右決議する。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴訟費用に関する制度の整備、民事調停官及び家事調停官制度の創設並びに弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴訟費用に関する制度の整備

1 簡易裁判所の管轄の拡大

簡易裁判所の管轄に属する民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限額を90万円から140万円に引き上げる。

2 訴えの提起の手数料の見直し等

(1) 訴えの提起の手数料の額の引下げ

訴訟の目的の価額が200万円以上の訴訟について、手数料の額を引き下げる。

(2) 訴え提起の手数料の額の定め方の簡素化等

経済変動等を考慮し、訴えの提起等の手数料の額の算出方法を簡素化とともに、額が一定とされている申立ての手数料については、一定の引上げを行う。

3 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化

民事訴訟等の費用の額の算定方法については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、疎明資料を提出する必要がないものとなるようする。

第2 民事調停官及び家事調停官制度の創設

1 趣旨

弁護士が、民事調停事件及び家事調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもつて調停手続を主宰することができる制度を創設する。

2 概要

- (1) 民事調停官及び家事調停官は、5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所が任命する。
- (2) 民事調停官及び家事調停官は、非常勤とし、その任期は2年とする。
- (3) 民事調停官及び家事調停官は、独立してその職権を行い、法定された解任事由に該当する場合を除いて、その意に反して解任されることはない。
- (4) 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理につき、裁判官が行うものとされている民事調停等に関する権限のほか、一定の受調停裁判所の権限を行うことができる。
- (5) 家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理につき、家事審判官が行うものとされている調停に関する権限のほか、一定の受調停裁判所の権限を行うことができる。

第3 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備

1 弁護士となる資格の特例の拡充

次の各号のいずれかに該当し、所定の研修を修了した者に弁護士資格を付与する。

- (1) 司法試験合格後、5年以上国會議員の職に在った者
- (2) 企業法務の担当者や地方議会議員を含む公務員等であって、司法試験合格後、裁判手続等所定の法律関係事務に7年以上従事した者
- (3) いわゆる特任検事を5年以上経験した者

2 弁護士法上の公務就任の制限の撤廃と弁護士の営利業務従事の制限の緩和

- (1) 弁護士法上の公務就任の制限を撤廃する。
- (2) 弁護士が営利業務に従事する場合につき、許可制から届出制に移行する。

3 弁護士の報酬規定の会則記載事項からの削除

弁護士の報酬規定を日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の必要的記載事項から削除する。

4 弁護士の綱紀・懲戒手続の整備

(1) 弁護士会の綱紀委員会の委員

弁護士のみで構成されている弁護士会の綱紀委員会の委員に弁護士以外の委員を加える。

(2) 日弁連の綱紀委員会

イ 日弁連に法律上の機関として綱紀委員会を設置し、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験者である委員で組織する。

ロ 日弁連の綱紀委員会の機能

① 弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をした場合等において、懲戒請求者が異議の申出をしたときに、異議の審査を行う。

② 日弁連が懲戒の事由があると思料するときに、その求めにより、日弁連の懲戒委員会に審査を求めることが相当か否か、事案の調査を行い議決をする。

(3) 綱紀審査会

イ 日弁連に、学識経験者11人で組織する綱紀審査会を創設する。

ロ 綱紀審査会の機能

① 弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をし、懲戒請求者が異議の申出をしたが、日弁連の綱紀委員会の審査により、日弁連がこれを棄却・却下した場合に、綱紀審査会に更なる審査の申出ができる制度とする。

② 綱紀審査会が出席した委員の3分の2以上の多数をもって、弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当と認める旨の議決をしたときは、弁護士会の懲戒委員会の審査に付される。

5 弁護士法第72条の明確化

非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第72条の例外には同法以外の法律において定められるものがある旨を明確化する。

6 弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進

(1) 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除等

イ 外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止する規定を削除する。

ロ 外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との共同事業及び収益分配を禁止する規定を削除し、特定共同事業制度を廃止する。

(2) 弁護士を雇用する外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置

イ 外国法事務弁護士が、当該外国法事務弁護士が行うことのできる業務の範囲を超える法律事務の取扱いにつき、被雇用弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすることを禁止する。

ロ 当該外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した被雇用弁護士は、雇用関係に基づく業務上の命令に従ったことを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

ハ 外国法事務弁護士が、被雇用弁護士が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものとの取扱いにつき、不当に関与することを禁止する。

(3) 弁護士等と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置

組合契約等により弁護士等と法律事務を行うことを目的とする共同事業を営む外国法事務弁護士が、相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものとの取扱いにつき、不当に関与することを禁止する。

(4) 外国法共同事業の表示

外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士については、その事務所名称に外国法共同事業を営む旨及び相手方である弁護士等の事務所名称を付加することを義務付ける。

第4 施行期日

この法律は、一部を除き、平成16年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、弁護士資格の特例について所要の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び関係機関並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 不動産に関する訴えを提起しようとする者が、簡易裁判所の事物管轄の上限引上げに伴い、訴訟の目的の価額の上限を超えない請求をする場合でも、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能を十分に踏まえ、第一審裁判所として地方裁判所も選べる旨周知すること。
- 2 簡易裁判所の事物管轄引上げに伴い、簡易裁判所と地方裁判所の役割及び民事訴訟法第18条の簡易裁判所の裁量移送の趣旨が周知徹底されるよう努めること。
- 3 民事調停官及び家事調停官の制度については、その機能と成果を検証しつつ定着を図るとともに、着実な規模の拡大に努めること。
- 4 弁護士が裁判官と同等の立場で、調停事件以外の非訟事件に関与する制度の導入に関する研究を進めること。
- 5 弁護士資格の特例を拡充することとなる者に課する研修については、司法修習の理念に基づき、弁護士実務に必要な理論的かつ実践的な能力を涵養するために、十分な内容及び時間を確保するよう努めること。
- 6 法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度が構築されることや、本法によって新たに特例措置を講ずる者に対しては研修を課すこととしたことにかんがみ、5年以上一定範囲の大学の法律学の教授・助教授、衆参の法制局参事、内閣法制局の参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与する制度について、速やかに適切な見直しを行うこと。
- 7 弁護士の報酬に関する標準を示す規定が会則から削除されることに伴い、弁護士法第1条に明記された弁護士の職務に公共的性格があることにかんがみ、国民の弁護士へのアクセス拡充に支障が生じないよう、日本弁護士連合会が行う弁護士報酬の実態等の情報提供に協力すること。
- 8 外国法事務弁護士が、弁護士との共同事業や弁護士の雇用により日本法などの職務外法律事務を取り扱うことのないよう、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士に対して広報及び研修や監督の充実に努めることについて十分な配慮をするとともに、本法の施行後、外国法事務弁護士の法律事務取扱いの状況にかんがみ、必要があるときは適時適切な見直しを行うこと。

右決議する。

仲裁法案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化が求められている状況等にかんがみ、仲裁をより利用しやすく実効的な制度とする見地から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、国際的な標準に則って定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 仲裁合意関係

- (1) 紛争を仲裁によって解決する旨の仲裁合意については、その対象を、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）に限定する。
- (2) 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書等の書面（ファクシミリ装置で送信されたものを含む。）又は電磁的記録（電子メール等）によってしなければならない。
- (3) 仲裁合意の対象となる民事上の紛争については訴えの提起ができず、これに反して訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。

2 仲裁手続関係

- (1) 仲裁人の数、仲裁手続の準則、仲裁地等は、原則として当事者が合意により定めるところによる。
- (2) 仲裁人の数について当事者の合意がない場合において、当事者の数が2人のときは仲裁人の数を3人とし、当事者の数が3人以上のときは、当事者の申立てにより裁判所が仲裁人の数を定める。
- (3) 仲裁手続の準則について当事者の合意がないときは、仲裁廷が適當と認める方法により仲裁手続を実施することができる。
- (4) 仲裁地について当事者の合意がないときは、仲裁廷が当事者の利便等を考慮して仲裁地を定める。
- (5) 仲裁手続における請求により、時効中断の効力が生じる。
- (6) 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。
- (7) 仲裁廷又は仲裁廷の同意を得た当事者は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、裁判所に対し、民事訴訟法の規定による証人尋問等の証拠調べの実施を求める申立てをすることができる。

3 仲裁判断関係

- (1) 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、仲裁人が署名しなければならない。仲裁判断書の裁判所への預置制度は廃止する。
- (2) 仲裁判断の内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること等の所定の事由がある場合には、当事者は、裁判所に対し、仲裁判断取消しの申立てをすることができ、裁判所は、所定の事由のいずれかがあると認めるときは、仲裁判断を取り消すことができる。
- (3) 仲裁判断は、その内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること等の所

定の事由がある場合を除き、確定判決と同一の効力を有する。

- (4) 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをすることができ、裁判所は、(3)に定める事由のいずれかがあると認めの場合に限り、当該申立てを却下することができる。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例

消費者と事業者との間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意であって、この法律の施行後に成立したものに関しては、当分の間、次に定めるところによる。

- ① 消費者は、仲裁申立人となった場合を除き、仲裁合意を解除することができる。
- ② 事業者が仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、口頭審理の実施の申立てをしなければならない。
- ③ 仲裁廷は、消費者である当事者に対し、口頭審理の日時及び場所、仲裁判断が確定判決と同一の効力を有すること、消費者の仲裁合意解除権及び口頭審理に出頭しない場合には仲裁合意を解除したものとみなされること等を記載した書面を送付する方法により、通知しなければならない。

(3) 個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例

将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意であって、この法律の施行後に成立したものに関しては、当分の間、無効とする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 仲裁制度が裁判外紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義、内容等について、事業者及び一般国民に十分周知するとともに、仲裁機関等へのアクセスの向上及び仲裁人の確保等体制の整備を図ること。
- 2 仲裁制度が国際的な民商事紛争への解決に資するよう、今後の国際的動向等を踏まえて必要に応じて所要の見直しを行うとともに、仲裁機関の充実や国際的・専門的知見を備えた仲裁人の育成等に努めること。
- 3 多様なADRの育成・充実を図るために、仲裁制度を含む総合的なADRの利用促進及び裁判手続との連携強化等を内容とする基本法の整備等を含めた施策について、早急に策定すること。
- 4 消費者仲裁においては、情報・交渉力等に格差がある中で消費者に不利な仲裁合意がなされることがないよう、関係法令を含めて適切な措置を講ずるとともに、仲裁廷による消費者への仲裁制度、解除その他の重要事項の説明に当たっては、消費者の十分な理解を得ることが必要であることを仲裁機関に周知徹底すること。
- 5 個別労働関係紛争を対象とする労働仲裁においては、労働者の権利保護の視点から関係法令を含めて所要の整備、見直しを行うこと。

右決議する。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に則した教育の充実に資するため、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 法科大学院設置者による派遣の要請

法科大学院設置者は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授等として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

第2 職務とともに教授等の業務を行うための派遣

1 法科大学院設置者との間の取決め等

最高裁判所又は任命権者は、法科大学院設置者の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官又は検察官等の同意を得て、法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間（原則として3年以内）を定めて、裁判官又は検察官等が職務とともに法科大学院において教授等の業務を行うものとすることができる。

2 派遣期間中の裁判官の報酬及び国庫納付金の納付

- (1) 裁判官については、法科大学院において報酬等の支払を受けないものとするが、裁判官としての給与は減額しない。
- (2) 裁判官が法科大学院において教授等の業務を行った場合、法科大学院設置者は、その教授等の業務の対償に相当するものとして政令で定める金額を国庫に納付しなければならない。

3 派遣期間中の検察官等の給与等

- (1) 任命権者は、1の取決めにおいて、検察官等が法科大学院設置者から受ける報酬等について、相当額が確保されるよう努めなければならない。
- (2) 法科大学院において教授等の業務を行う検察官等については、本来の職務に従事しない時間につき給与を減額して支給する。ただし、特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣期間中、法科大学院設置者から受ける報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その減額された給与の減額分の100分の50以内を支給することができる。

第3 専ら教授等の業務を行うための派遣

1 法科大学院設置者との間の取決め等

任命権者は、法科大学院設置者の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意を得て、法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間（原則として3年以内）を定めて、専ら法科大学院において教授等の業務を行うものとして検察官等を派遣することができる。

2 検察官等の身分・報酬等

- (1) 検察官等は、派遣期間中、その身分を保有するが、本来の職務に従事しない。
- (2) 任命権者は、1の取決めにおいて、検察官等が法科大学院設置者から受ける報酬等について、相当額が確保されるよう努めなければならない。
- (3) 派遣された検察官等に対しては、その派遣期間中、給与を支給しない。ただし、特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣期間中、法科大学院設置者から受ける報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、給与の100分の50以内を支給することができる。

第4 共済組合・退職手当等

共済組合、退職手当等の関係で、処遇面での不利益を防止するための必要な措置を講ずる。

第5 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、平成16年4月1日から施行する。
- 2 最高裁判所又は任命権者は、この法律の施行の日前においても、法科大学院において裁判官又は検察官等が教授等の業務を行うための派遣に必要な準備行為をすることができる。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性を備えた法曹を養成するという目標に照らし、教育者としてすぐれた資質及び能力を備えた者が要請に応じて派遣されるよう必要な人員の確保に努めるとともに、派遣される裁判官又は検察官等の自主性を尊重しつつ教育方法等についての研修の実施に配慮すること。
- 2 法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、透明で公平な手続により、法科大学院の教員構成やカリキュラム編成等の必要性に基づいた要請を極力尊重して人選すること。また、人材確保に地方格差が生じないように十分配慮するとともに、男女共同参画の趣旨を尊重すること。
- 3 法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、派遣裁判官等が一方的な立場から実務教育内容への関与・画一化等により、法科大学院の自主的かつ多様な発展を阻害することにならないよう留意するとともに、管理・運営面に関与する場合には、法科大学院の自治を尊重し、教授の自由を損なわないよう十分な配慮をすること。
- 4 法科大学院へ派遣される検察官等に対する国からの給与の一部支給については、派遣

前の給与水準の維持自体が目的とされることなく、法科大学院の要請に応じた安定的・継続的な派遣と教育の実効性を確保するため特に必要があると認められる場合にのみ実施することとし、その報酬が法科大学院の他の教員と不公平が生じることがないよう配慮すること。

5 裁判官、検察官等の派遣が新しい制度であることにかんがみ、本法の施行後、早期に、法科大学院における派遣される裁判官又は検察官等の教育内容、教育効果等について検討し、必要があると認めるときは、適宜本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案 (閣法第102号)

【要旨】

本法律案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため、短期賃貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 担保物権に関する改正

1 雇人給料の先取特権

民法第308条の雇人給料の先取特権の被担保債権の種類及び範囲を拡大し、雇用関係の先取特権は、債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在するものとする。

2 抵当権

(1) 不動産の収益に対する抵当権の効力

抵当権は、その被担保債権につき不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の天然果実及び法定果実にも及ぶものとする。

(2) 抵当権消滅請求

抵当不動産につき所有権を取得した第三者に限り、抵当権消滅請求をすることができる。

(3) 一括競売

土地の抵当権者は、抵当権設定後に抵当地に建物が築造された場合は、抵当権設定者以外の者がその建物を築造した場合であっても、建物を抵当地とともに競売することができる。ただし、建物所有者が抵当地の占有について抵当権者に対抗することができる権利を有するときは、この限りでない。

(4) 短期賃貸借

イ 抵当権に後れる賃貸借は、その期間の長短にかかわらず、抵当権者及び競売における買受人に対抗することができない。

ロ 登記した賃貸借は、これに優先するすべての抵当権者が同意をし、その同意について登記がされたときは、当該抵当権者及び競売における買受人に対抗することができる。

ハ 抵当権者に対抗することができない賃貸借により建物を占有する者に対しては、建物の競売によりその所有権が買受人に移転した時から6か月間の明渡猶予期間を与える。

(5) 根抵当権

根抵当権者は、元本確定期日の定めがある場合を除き、いつでも元本の確定を請求することができる。

第2 民事執行制度に関する改正

1 いわゆる占有屋等による不動産執行妨害への対策

(1) 民事執行法上の保全処分に関し、発令要件の緩和、相手方の特定、公示保全処分等について定める。

(2) 不動産の引渡し等の強制執行の実効性の向上のため、承継執行文における承継人等の特定、明渡しの催告等について定める。

2 強制執行の実効性の確保

(1) 間接強制の適用範囲の拡大

物の引渡債務についての強制執行及び代替執行の方法によって強制執行を行うことができる作為又は不作為債務についての強制執行は、間接強制の方法によっても行うことができる。

(2) 財産開示手続

債務者の財産開示の手続を創設し、申立権者、手続の開始要件、手続の概要等について定める。

(3) 少額定期給付債務の履行確保

扶養等の義務に係る定期金債権についての強制執行においては、弁済期の到来した定期金についての差押えと同時に、弁済期の到来していない定期金についての差押えをすることができる。

3 その他

(1) 不動産担保権の実行の方法として、不動産競売のほかに、担保不動産収益執行の手続を創設し、これについては、強制管理の規定を準用する。

(2)イ 差押えが禁止される金銭の範囲を、標準的な世帯の2か月間（現行1か月間）の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭に拡大する。

ロ 差押えが禁止される食糧及び燃料の範囲を、1か月間（現行2か月間）の生活に必要な食糧及び燃料に縮小する。

なお、本法律案は、衆議院において、建物賃借人に対する建物明渡猶予期間を「6か月」に延長する等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 短期賃貸借制度が廃止されることに伴い、賃借人保護制度として建物賃借人に対する明渡猶予制度及び抵当権者の同意による賃貸借に対抗力を与える制度が導入されたことについて、混乱が生じないようその内容を関係団体のほか広く国民に周知されるよう努

めるとともに、抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、必要な検討を行うこと。

- 2 労働債権に係る先取特権の実行手続については、労働者自らが「存在を証する文書」を提出することは困難である状況にかんがみ、労働者に過剰な証拠収集の負担をかけることなく迅速な権利実現が図られるよう、賃金台帳等一定の形式の文書を必要とするものではないことの周知に引き続き努めること。
- 3 改正後の民事執行手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。
- 4 扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における強制執行の特例が養育費等の履行確保のために創設されたものであることにかんがみ、その特例の内容及び強制執行の申立てに必要な手続について広く国民に周知されるよう努めるとともに、養育費の取立ての国による代行等諸外国の制度も勘案して、支払確保のためのより実効性のある制度について検討すること。
- 5 財産開示手続については、過酷な債権取立ての手段として濫用されることはないよう、その制度の内容について広く国民に周知されるよう努めること。
- 6 改正後の民事執行法上の保全処分について、労働組合運動その他正当な活動を阻害することのないよう十分配慮し、関係者への周知徹底を図ること。
- 7 競売不動産の内覧実施に当たっては、居住者・家族等のプライバシーが不当に侵害されることのないよう、制度の趣旨について周知徹底を図ること。
- 8 倒産時における労働債権と他の債権との調整について、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえて検討し、所要の見直しを行うこと。
また、ILO173号条約について早期に批准するよう努めること。

右決議する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための裁判所の審判手続等を定めるとともに、その医療を行うための指定医療機関及び医療を確保するために必要な精神保健観察制度等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 処遇の要否及び内容を決定する審判手続の整備

- (1) 檢察官は、殺人、放火等の重大な他害行為を行い、心神喪失等を理由として不起訴処分をされ、又は無罪等の裁判が確定した対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、当該対象者の処遇の要否等を決定することを申し立てなければならない。

- (2) 申立てを受けた裁判所においては、1人の裁判官と精神科医である1人の精神保健審判員の合議体が、精神障害者の保健及び福祉に関する専門家である精神保健参与員の意見も聴いて、対象者の処遇についての審判を行う。
- (3) 審判において対象者に弁護士である付添人がないときは、裁判所は付添人を付さなければならない。
- (4) 裁判所は、精神科医に対して対象者の精神障害に関する鑑定を求め、その鑑定の結果を基礎とし、対象者の生活環境も考慮して、対象者の処遇の要否及び内容につき、次のいずれかの決定をしなければならない。
 - ① 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定（入院決定）
 - ② 入院によらない医療を受けさせる旨の決定（通院決定）
 - ③ この法律による医療を行わない旨の決定
- (5) 裁判所は、対象行為の被害者等から申出があるときは、審判の傍聴を許すことができる。

2 指定入院機関における医療の実施等

- (1) 厚生労働大臣は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を担当させるため、一定の基準に適合する国公立病院等を指定入院医療機関として指定し、これに委託して医療を実施する。
- (2) 指定入院医療機関の管理者は、入院を継続させる必要性が認められなくなった場合には、直ちに裁判所に退院の許可の申立てをしなければならない。他方、入院継続の必要がある場合には、原則として6月ごとに、裁判所に入院継続確認の申立てをしなければならない。
- (3) 入院決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

3 地域社会における処遇

- (1) 通院決定を受けた者は、厚生労働大臣が指定する指定通院医療機関において通院治療を受けるとともに、保護観察所に置かれる社会復帰調整官による精神保健観察に付される。
- (2) 通院治療を行う期間は、当該決定の日から起算して3年間とするが、裁判所は、通じて2年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。
- (3) 保護観察所長は、通院決定を受けた者について、必要に応じ、この法律による医療の終了、通院期間の延長又は入院の申立てをしなければならない。
- (4) 通院決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び入院等の要件の明確化、「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準の向上、施行後5年経過した場合の検討等の修正が行われた。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案 委員会修正

【要旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成14年」を「平成15年」に改めるほか、所要の規定の整理を行うものである。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案（参第17号）

【要旨】

本法律案は、性同一性障害者が置かれている状況等にかんがみ、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 「性同一性障害者」の定義

「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

2 性別の取扱いの変更の審判

- (1) 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に子がないこと、④生殖腺がない又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることのいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
- (2) (1)の請求をするには、(1)の性同一性障害者に係る診断結果並びに治療経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。
- (3) (1)の審判は、家事審判法における甲類に掲げる事項とみなす。

3 性別の変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなすが、審判前に生じた身分関係及び権利義務には影響を及ぼさない。

4 検討

性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

5 戸籍法の一部改正

性別の取扱いの変更の審判があった場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在った者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第5号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るために臨時の措置を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るために臨時の措置を2年間延長し、平成17年3月31日までとする。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権に基づく取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得
 - (1) 定款をもって、取締役会決議による自己株式取得を行う旨を定めた場合においては、当該定款の定めに基づき、取締役会の決議により自己株式を取得することができる。
 - (2) (1)の決議により取得することができる株式は、市場取引又は証券取引法に規定する公開買付けの方法により取得する。
 - (3) (1)の決議により取得することができる自己株式の取得価額の総額は、中間配当財源を限度とする。
 - (4) (1)の決議により自己株式を取得した場合には、当該決議前に終結した最後の定時総会後に買い受けた自己株式の買受けを必要とした理由並びにその種類、数及び取得価額の総額を、当該決議による買受け後最初に招集された定時総会において報告しなければならない。
- 2 中間配当限度額の計算方法の見直し
 - (1) 最終の決算期後、資本又は法定準備金の減少を行った場合には、減少した資本又は法定準備金に相当する額（当該減少手続において株主に払戻しをした額等を除く。）は、中間配当限度額の計算に当たり、純資産額からの控除額には含めない。
 - (2) 1の(1)の決議により取得するものとした自己株式の取得価額の総額を中間配当限度

額から控除する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

*¹は予算関係法律案、*²は提出時の先議院

番号	件 名	先 議 院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
* ¹ 46	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	15. 2.14	15. 3.27 法務	15. 4. 1 可決	15. 4. 2 可決	15. 3.18 法務	15. 3.26 修正	15. 3.27 修正
47	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.14	3.27 法務	4. 1 可決	4. 2 可決	3.18 法務	3.26 修正	3.27 修正
51	刑法の一部を改正する法律案	衆	2.21	7. 7	7.10 可決	7.11 可決	5. 8 法務	5.13 可決	5.15 可決
66	民事訴訟法等の一部を改正する法律案	衆	3. 4	5.19	7. 8 可決 附帶	7. 9 可決	4.15 法務	5. 9 可決 附帶	5.13 可決
					○ 15.4.15 衆本会議趣旨説明				
67	人事訴訟法案	衆	3. 4	5.19	7. 8 可決 附帶	7. 9 可決	4.15 法務	5. 9 可決	5.13 可決
					○ 15.4.15 衆本会議趣旨説明				
98	裁判の迅速化に関する法律案	衆	3.14	5.19	7. 8 可決 附帶	7. 9 可決	4.15 法務	5. 9 修正 附帶	5.13 修正
					○ 15.4.15 衆本会議趣旨説明				
99	司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案	衆	3.14	7. 8	7.17 可決 附帶	7.18 可決	5.13 法務	5.23 修正 附帶	5.27 修正
					○ 15.5.13 衆本会議趣旨説明				
100	仲裁法案	衆	3.14	7.23	7.24 可決 附帶	7.25 可決	5.13 法務	5.30 可決	6. 3 可決
101	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案	衆	3.14	4.17	4.24 可決 附帶	4.25 可決	4. 1 法務	4.15 可決 附帶	4.17 可決
102	担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案	衆	3.14	7.18	7.24 可決 附帶	7.25 可決	5.13 法務	6.13 修正 附帶	6.24 修正
					○ 15.5.13 衆本会議趣旨説明				

番号	件 名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154回 56	人権擁護法案	参	14. 3. 8	14. 4.24	継続審査				
					第154回国会 14.4.24 参本会議趣旨説明				
154回 79	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案	※衆	15. 3.18	15. 12.11	15. 6. 3 修正	15. 6. 6 修正	15. 7. 7 法務	15. 7. 8 可決	15. 7.10 可決
					第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明 参継続 第154回国会 14.5.28 衆本会議趣旨説明				

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（4件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院			
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
17	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案	法務委員長 魚住 裕一郎君 (15. 7. 1)	15. 7. 1	15. 7. 2				15. 7. 2 可決	15. 7. 8 法務	15. 7. 9 可決	15. 7.10 可決
155回 8	裁判所法の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14.12.5)			14. 12.11	未了					
155回 9	検察庁法の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14.12.5)				12.11	未了				
155回 10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案	朝日 俊弘君 外3名 (14.12.5)				12.11	未了				
					○第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明			○第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明			

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	杉浦 正健君 外4名 (15. 3.14)	15. 3.14	15. 3.20	15. 3.20	15. 3.25 可決	15. 3.26 可決	15. 3.17 法務	15. 3.19 可決	15. 3.20 可決
21	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	塩崎 恒久君 外4名 (15. 5.19)	5.20	7. 4	7.17	7.22 可決	7.23 可決	6.24 法務	7. 1 可決	7. 4 可決